

指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売運営規程



（事業の目的）

第1条 プロメディカル株式会社が開設するプロメディカル株式会社（以下「事業所」）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）又は、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という）が要介護状態又は要支援状態にある者に対し適正な指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売（以下、「指定特定福祉用具販売等」）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ適切な指定特定福祉用具等の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 プロメディカル株式会社
- 2 所在地 群馬県太田市原宿町4245-4

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定特定福祉用具販売等の提供に当たるものとする。
- 2 専門相談員 福祉用具専門相談員講習会修了者 2名
（常勤職員2名。尚、1名は管理者と兼務）
専門相談員は、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）を作成し、適切な特定福祉用具等の選定の援助、取付け、調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月4日、会社が指定する日を除く

2 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。

(提供方法、内容及び販売費用等)

第6条 指定特定福祉用具販売等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示し指定特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供し、個別の指定特定福祉用具等の販売に係る同意を得なければならない。

2 販売する指定特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、事前点検を行わなければならない。

3 利用者の身体の状態等に応じて指定特定福祉用具等の調整を行うとともに、その使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、実際に指定特定福祉用具等を使用させながら使用方法の指導を行う。

4 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に指定特定福祉用具販売等が位置づけられる場合には、専門相談員は当該計画に指定特定福祉用具販売等が必要な理由が記載されるように措置しなければならない。

5 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合は、専門相談員は福祉用具購入費の申請時に当該指定特定福祉用具販売等の提供が必要な理由等がわかる書類を確認しなければならない。

二 販売費用等については、次のとおりとする。

1 指定特定福祉用具販売等を提供した場合は、介護保険法第44条第3項に規定する「現に特定福祉用具の購入に要した費用の額」の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定福祉用具販売等に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

① 事業所から、通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 50円

② 特別な搬入による場合 実 費

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(取り扱う種目)

第7条 指定特定福祉用具販売等の取り扱う種目は、次のとおりとする。

① 腰掛便座

- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフト(つり具の部分)
- ⑦ 特殊尿器

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施は、群馬県内(太田市、桐生市、みどり市、伊勢崎市、館林市、前橋市、高崎市の地域)、栃木県内(足利市・佐野市の地域)とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第10条 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売等の提供中に、利用者の病状に急変等があった場合は、福祉用具専門相談員は、利用者の病状に急とともに、管理者に報告するものとする。

(事故の発生対応)

第11条 利用者に対する特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第12条 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

【事業所の窓口】 苦情相談受付担当者 長谷川 友彦	所在地 群馬県太田市原宿町4245-4 TEL 0276-37-7755 FAX 0276-37-7733
【公的団体の窓口】 群馬県国民健康保険団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町335番地の8 TEL 027-290-1319 FAX 027-255-5077
【公的団体の窓口】 栃木県国民健康保険団体連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町3番9号 TEL 028-622-7242 FAX 028-622-7281

*各市町村（保険者）にも窓口がございます。

2 事業所は、その提供した指定特定福祉用具販売等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する責任者	管理者 長谷川 友彦
-------------	------------

- （5）その他虐待防止の為に必要な処置。

2 事業所は、指定特定福祉用具販売等のサービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第14条 事業所は、指定特定福祉用具販売等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第16条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(研修の機会の確保)

第18条 事業所は、指定特定福祉用具販売に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 事業所は、適切な指定特定福祉用具販売等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定福祉用具販売等従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はプロメディカル株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年1月1日から施行する。(第10条～19条を追記)

この規程は、令和8年1月9日から施行する。